

予算特別委員会

令和6年2月27日

1 議案審査

- (1) 議案第1号 令和5年度千代田区一般会計補正予算第5号
- (2) 議案第2号 令和6年度千代田区一般会計予算
- (3) 議案第3号 令和6年度千代田区国民健康保険事業会計予算
- (4) 議案第4号 令和6年度千代田区介護保険特別会計予算
- (5) 議案第5号 令和6年度千代田区後期高齢者医療特別会計予算

2 分科会の設置について

予算審査について（案）

1 審査日程

- (1) 審査は下記の日程案を目安として行う。
- (2) 審査時間はおおむね午前10時30分から午後5時までを目途とする。

[予算特別委員会審査等日程（案）]

月 日	内 容
2月27日（火）	予算特別委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・審査日程、順序、方法及び出席理事者の確認 ・分科会の設置 ・令和5年度一般会計補正予算第5号の審査、採決 ・令和6年度当初予算の概要説明、基本的な質疑 ・資料要求
2月28日（水）	分科会（企画総務・文教福祉・環境まちづくり） <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度予算調査
2月29日（木）	分科会（企画総務・文教福祉・環境まちづくり） <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度予算調査
3月 5日（火）	午前中 分科会報告書の委員長への提出期限 午後4時 総括質疑項目の各会派から委員長への提出期限
3月 7日（木）	予算特別委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度当初予算 総括質疑
3月 8日（金）	予算特別委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度当初予算 総括質疑 （総括質疑終了後）意見表明、採決

2 審査方法

令和6年度予算の詳細な調査は分科会を設置して行い、予算説明書の項又は目ごとに区切り質疑を行う。

3 出席理事者

- (1) 令和5年度補正予算審査、令和6年度当初予算の概要説明及び総括質疑の際は、原則として、区長、副区長、教育長、条例部長、財政課長は常時出席とする。その他の理事者は自席又は隣室にて待機とし、説明時及び質疑時に入室する。
- (2) 分科会の出席理事者は、各分科会で決定する。

分科会の設置について（案）

（目的）

- 1 令和6年度予算案について、多岐にわたる分野の調査を円滑かつ効率的に行うため、分科会を設置する。

（設置数及び設置期間）

- 2 予算特別委員会に3つの分科会をおく。
分科会の設置期間は、調査の終了する日までとする。

（名称及び調査事項）

- 3 分科会の名称及び調査事項は次のとおりとする。

（1）企画総務分科会

「議案第2号 令和6年度千代田区一般会計予算」中の企画総務委員会所管分

（2）文教福祉分科会

「議案第2号 令和6年度千代田区一般会計予算」中の文教福祉委員会所管分

「議案第3号 令和6年度千代田区国民健康保険事業会計予算」

「議案第4号 令和6年度千代田区介護保険特別会計予算」

「議案第5号 令和6年度千代田区後期高齢者医療特別会計予算」

（3）環境まちづくり分科会

「議案第2号 令和6年度千代田区一般会計予算」中の環境まちづくり委員会所管分

（出席理事者）

- 4 各分科会で決定した理事者とする。

（分科会の定数及び組織並びに分科会会長）

- 5 分科会の構成は次のとおりとし、分科会長は予算特別委員会副委員長とする。

なお、予算特別委員長は分科会には所属しないものとする。

（1）企画総務分科会（9名）

分科会長 小林たかや

分科員 田中えりか、大坂隆洋、のざわ哲夫、米田かずや、小野なりこ、永田壮一、
入山たけひこ、秋谷こうき

（2）文教福祉分科会（8名）

分科会長 西岡めぐみ

分科員 おのでら亮、えごし雄一、牛尾こうじろう、池田とものり、はまもりかおり、
白川司、富山あゆみ

（3）環境まちづくり分科会（6名）

分科会長 林則行

分科員 春山あすか、小枝すみ子、はやお恭一、岩田かずひと、桜井ただし

（報告）

- 6 分科会からの報告は、別紙報告書様式により令和6年3月5日（火）午前中に予算特別委員長に対して行う。

（分科会報告書及び会議録の配付）

- 7 分科会からの報告書の写しは、予算特別委員長が確認後、ただちに各委員に対し配付する。

令和5年度一般会計補正予算案 第5号の概要

政策経営部 財政課

I 一般会計歳入歳出予算の補正

一般会計補正予算額	6,317,526 千円
一般会計補正後予算額	82,223,642 千円

【歳出】

- 1 国・都補助金等過年度分精算金 147,000 千円
令和4年度以前に、国や都から交付を受けた教育・児童福祉関連の各種負担金及び補助金の過年度精算金に不足が生じるため、追加の予算計上を行う。
- 2 国・都支出金過年度超過交付金等返還金 128,048 千円
令和4年度以前に、国や都から交付を受けた保健福祉関連の各種負担金及び補助金の超過額返還金に不足が生じるため、追加の予算計上を行う。
- 3 公園・児童遊園の整備 82,000 千円
 - (1) 錦華公園の整備 82,000 千円
地中障害物等の影響により、錦華公園の整備に要する経費に不足が生じるため、追加の予算計上を行う。
- 4 基金の新規積立 5,960,478 千円
 - (1) 財政調整基金積立金 880,060 千円
 - (2) 社会資本等整備基金積立金 2,080,218 千円
 - (3) 子ども・子育て支援事業基金積立金 3,000,000 千円
 - (4) 地域福祉支援基金積立金 200 千円

【歳入】

- 1 特別区税 2,200,000 千円
 - (1) 特別区民税 1,300,000 千円
 - (2) 特別区たばこ税 900,000 千円
- 2 地方消費税交付金 600,000 千円

3 特別区交付金	<u>1,923,043 千円</u>
(1) 普通交付金	1,223,043 千円
(2) 特別交付金	700,000 千円
4 寄附金	<u>292,969 千円</u>
(1) 福祉事業寄附金	200 千円
(2) 開発協力金	292,769 千円
5 繰入金	<u>82,000 千円</u>
(1) 社会資本等整備基金繰入金	82,000 千円
6 繰越金	<u>1,219,514 千円</u>

II 繰越明許費 1,012,685 千円

1 千代田区低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金（給付金）	37,500 千円
2 千代田区低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金（事務費）	19,409 千円
3 新型コロナウイルス対策（新型コロナウイルスワクチン接種対策）	7,000 千円
4 戸籍事務費	14,300 千円
5 バリアフリー歩行空間の整備（電線類地中化の推進）	220,000 千円
6 公園・児童遊園の整備（公園・児童遊園の整備）	114,301 千円
7 公園・児童遊園の整備（錦華公園の整備）	472,000 千円
8 旧区立外神田住宅区分所有部分取得	128,175 千円

III 債務負担行為の補正

1 債務負担行為の追加

事 項	債務負担限度額	債務負担期間
自転車通行環境整備	340,000 千円	令和6年度

自転車通行環境整備について、事業の進捗状況から、債務負担行為を新たに追加する。

神田警察通りⅡ期工事について

1 工事概要

工 事 件 名 : 神田警察通りⅡ期自転車通行環境整備工事(第5号)

工 事 場 所 : 千代田区一ツ橋二丁目2番先～神田錦町三丁目3番地先

当 初 工 期 : 令和3年10月15日～令和5年2月24日

請 負 業 者 : 大林道路株式会社

契 約 金 額 : 378,166,140 円

2 これまでの契約変更

(1) 第1回契約変更(令和4年12月8日)

1) 工期

当 初 工 期 : 令和3年10月15日～令和5年2月24日

変 更 後 工 期 : 令和3年10月15日～令和5年3月31日

2) 変更理由

- ・協議会等での意見交換の期間を設けたことによる工事の一時中止のため
- ・工事の一時中止解除後の度重なる妨害による工事の中断のため
- ・予算繰越しの議決前のため令和4年度内での工期延伸

(2) 第2回契約変更(令和5年2月21日)

1) 工期

変 更 前 工 期 : 令和3年10月15日～令和5年3月31日

変 更 後 工 期 : 令和3年10月15日～令和6年3月31日

2) 変更理由

- ・第1回契約変更と同様
- ・予算繰越しの議決後に次年度までの工期延伸

3 第3回契約変更の概要

(1) 工期

現 契 約 工 期 : 令和3年10月15日～令和6年3月31日

変 更 後 工 期 : 令和3年10月15日～令和7年3月31日

変 更 理 由 : 度重なる工事妨害による工事の中断のため

(2) 工事費

増 額 : 約 53,000,000 円

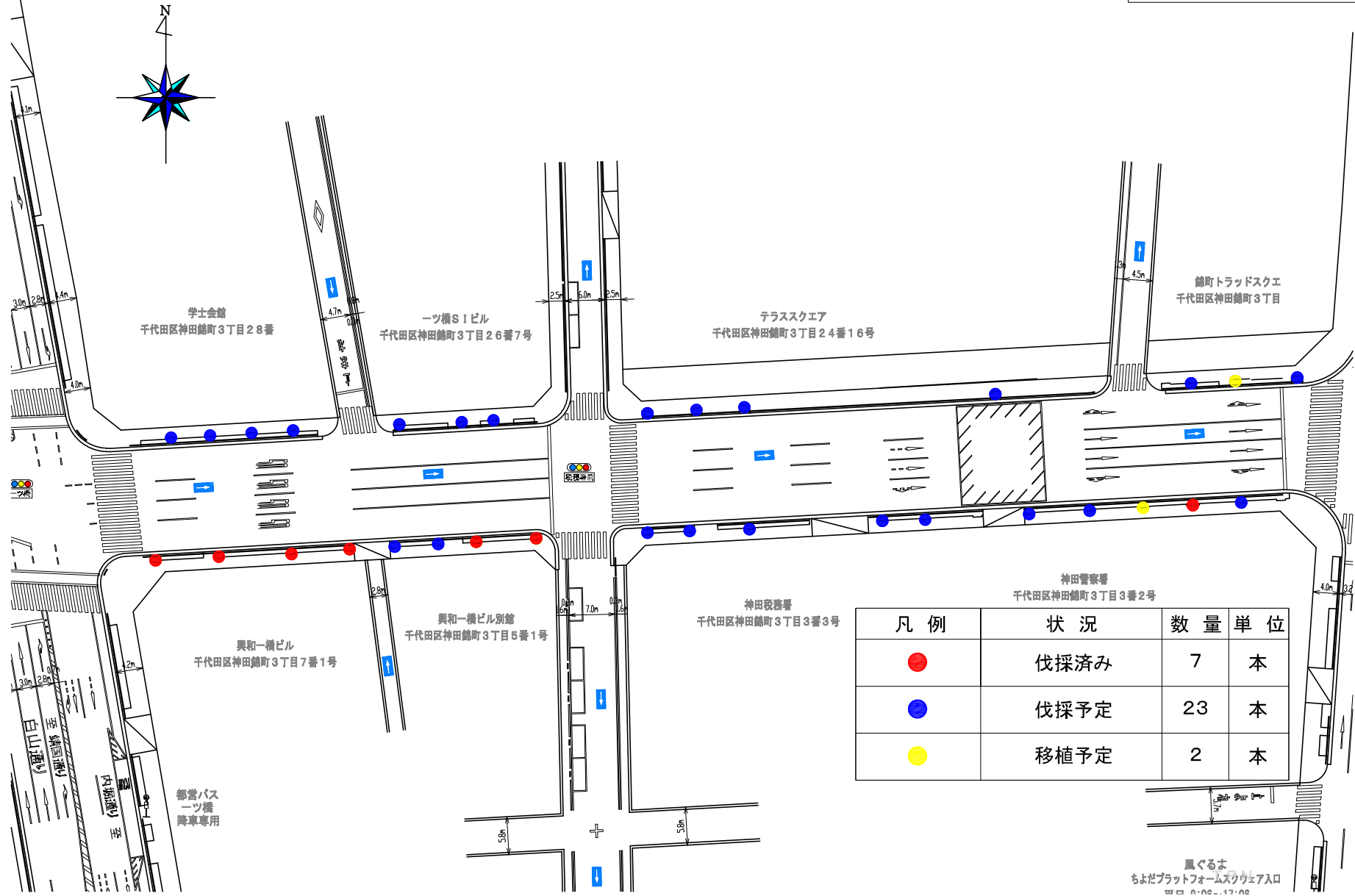
増額理由: 工事一時中止及びその後の度重なる工事妨害に伴う現場管理費等の増

経過一覧

			工事状況							意思形成過程			
NO.	年度	日時	区 従事者	工種	予定時間 実施時間	予定	実績	理由	警備委託費	区分	内容	決裁 区分	関係部署等
1	令和 4 年度	4月25日	19名	道路植栽工 (高木伐採)	20:00~6:00 20:00~5:00	5本	0本	妨害行為により中止	なし				
2		4月26日	14名	道路植栽工 (高木伐採)	20:00~6:00 翌0:30~6:00	5本	2本	妨害行為により中止	なし				
3		6月29日	3名	舗装切断工	20:00~6:00 20:00~1:30	6箇所	0箇所	妨害行為により中止	なし				
4		6月30日	3名	舗装切断工	20:00~6:00 20:00~1:00	6箇所	6箇所	妨害なし	なし				
5		7月1日	3名	試掘工	20:00~6:00 20:00~5:00	2箇所	2箇所	妨害なし	なし				
6		7月4日	0名	試掘工	20:00~6:00 20:00~5:00	2箇所	2箇所	妨害なし	なし				
7		7月5日	—	試掘工	20:00~6:00 中止	2箇所	—	雨天中止	—				
8		7月6日	3名	試掘工	20:00~6:00 20:00~4:30	2箇所	2箇所	妨害なし	なし				
9		7月7日	6名	舗装切断工	20:00~6:00 20:00~23:30	10箇所	0箇所	妨害行為により中止	なし				
10		1月23日									起案	保安業務の委託について	丙決裁
11	1月24日									契約締結	保安業務の契約締結 支出限度額: 9,796,710円	—	環境まちづくり部 道路公園課 政策経営部 契約課
12	2月6日	8名	道路植栽工 (高木伐採)	20:00~6:00 翌0:30~6:00	5本	4本	妨害なし	¥2,057,324 (支出済み)					
13	令和 5 年度	4月4日								起案	保安業務の委託について	丙決裁	環境まちづくり部 道路公園課
14		4月4日								契約締結	保安業務の契約締結 支出限度額: 9,796,710円	—	環境まちづくり部 道路公園課 政策経営部 契約課

NO.	年度	日時	区 従事者	工種	予定時間 実施時間	予定	実績	理由	警備委託費	区分	内容	決裁 区分	関係部署等	
15	令和 5年度	4月11日	7名	道路植栽工 (伐採・伐根)	0:00~23:59 4:00~7:00	5本	0本	妨害行為により中止	¥5,936,936 (支出済み)					
16		7月3日								起案	法律相談の実施について (妨害行為がある中で工事を進めるため) 上限額:160,000円	丙決裁	環境まちづくり部 環境まちづくり総務課 道路公園課	
17		10月13日								起案	仮処分命令申立 (工事区間への立入を禁止)	甲決裁	環境まちづくり部 道路公園課 政策経営部 総務課	
18		10月13日								起案	予算の事業間流用 (仮処分申請に係る費用の確保)	丙決裁	環境まちづくり部 道路公園課 政策経営部 財政課	
19		10月13日								起案	法的支援業務の委任契約について (仮処分命令申立事件)	甲決裁	環境まちづくり部 道路公園課 政策経営部 契約課	
20		10月13日								契約締結	法的支援業務の委任契約 着手金:3,100,000円 報酬金等 上限額:2,420,000円	-	環境まちづくり部 道路公園課 政策経営部 契約課	
21		11月15日								仮処分 申し立て	仮処分命令申立 (工事区間への立入を禁止)	-	申立先:東京地方裁判所 環境まちづくり部 道路公園課 政策経営部 総務課	
22		11月28日	8名	道路植栽工 (高木伐採)	20:00~6:00 20:30~22:30	5本	1本	妨害行為により中止	未清算					
23		11月29日	8名	道路植栽工 (高木伐採)	20:00~6:00 20:00~21:00	5本	0本	妨害行為により中止	未清算					
24		11月30日	8名	道路植栽工 (高木伐採)	20:00~6:00 20:00~21:00	5本	0本	妨害行為により中止	未清算					
25		12月18日									起案	仮処分命令申立の変更	甲決裁	環境まちづくり部 道路公園課 政策経営部 総務課
26		12月19日									起案	法的支援業務の契約変更について	甲決裁	環境まちづくり部 道路公園課 政策経営部 契約課
27		12月19日									契約変更	法的支援業務の契約変更	-	申立先:東京地方裁判所 環境まちづくり部 道路公園課 政策経営部 契約課

街路樹状況図



第21回 神田警察通り沿道整備推進協議会について

●開催概要

令和5年12月19日(火)14:30~16:00

千代田区役所8階 第1委員会室

●議題

- ① 「神田警察通り周辺まちづくり方針」について
部会で6回に亘り議論し固めた「まちづくり方針案」について、区として決定していく旨を説明
⇒内容の変更に関わる意見無し(原案通り了承)

- ② 神田警察通りの道路整備について
Ⅰ期工事完了後からの状況について時系列で説明
(委員からのご意見)
 - ・ 錦町三丁目施設が令和8年に完成すれば、車いすや杖を付く方が多く訪れるようになる。それまでに警察通り含めた周辺道路は、安全に通れる道にしなければならない。
 - ・ Ⅱ期工事の早期進捗とともに、Ⅲ期以降の工事についても早く進めてほしい。
(会長まとめ)
いろいろなご意見をいただいたが、皆さんの意見は一致しているようだ。計画通りの整備を早く進めていただきたいということだと思う。

- ③ その他(協議会の体制について)
協議会の体制について、区の考えを報告
 - ・ 協議会について、今後、様々な方の意見を取り入れるべく体制の見直しを検討する。
 - ・ 区として、今後もこの協議会を中心にまちづくりの検討を進めていきたいと考えており、これまでの体制を尊重しつつ、新たな体制については、より多様な意見を取り入れる手法を検討していく。
 - ・ 具体的には、現在、学識経験者へのヒアリングをしているところであり、今後、協議会の場で報告していく。